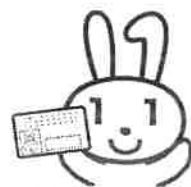


マイナンバーカードの住所変更の手続きが必要です



マイナンバーカードをお持ちの方は、今回の住所の表記の変更に伴い、引っ越しをしていなくてもカードの住所変更の手続きを行う必要があります。また、署名用電子証明書を発行している方は再度発行の手続きが必要です。



手続きしないとどうなるの？



今回の住所変更に伴い、マイナンバーカード・署名用電子証明書の手続きを行わない場合・・・

- ✖ カード券面に記載されている住所が最新のものでないため、本人確認書類として使用できない場合があります。
- ✖ マイナポータル等で住所の情報が正しく反映されない場合があります。
- ✖ 署名用電子証明書は失効しませんが、住所が最新のものでないため、手続きができない場合があります。

～ お早めにお手続きをお願いいたします ～

▼ 手続き場所・問い合わせ先 ※開庁日時はホームページでご確認ください。

手続き場所	問い合わせ先
稲城マイナンバーカードセンター	042-379-8347
稲城市役所 市民課市民窓口係	042-378-2111（内線134）
平尾出張所	042-331-6346
若葉台出張所	042-350-6321

▼ 必要な持ち物

手続き内容	手続きできる方	必要書類
マイナンバーカードの住所変更	本人	・マイナンバーカード ※4ケタの暗証番号の入力が必要です
	同一世帯員	・本人のマイナンバーカード ※4ケタの暗証番号の入力が必要です ・同一世帯員の本人確認書類 (マイナンバーカード または 運転免許証等)
署名用電子証明書の発行 ※15歳未満の方は搭載されていないので 手続き不要です	本人	・マイナンバーカード ※4ケタの暗証番号と英数字含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です

※4ケタの暗証番号が分からない場合は、運転免許証やパスポート等を併せて持参してください。暗証番号の再設定後、住所変更を行います。
※本人以外が暗証番号の手続きを行う場合は即日で手続きが完了しない場合があります。詳しくは稲城マイナンバーカードセンターへお問い合わせください。